

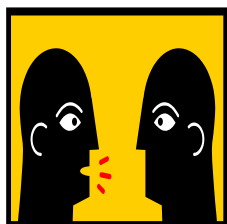
八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター / 同消費生活啓発推進委員会

2014年10月
(平成26年)
第40号

友人からの「儲け話」にご注意を！ ～大学生を狙った投資用 DVD を購入させるトラブル～

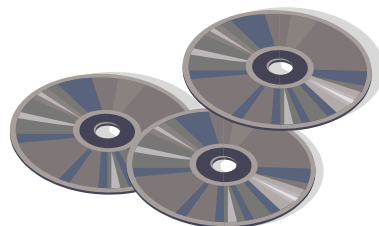
相談内容



当時 20 歳の相談者は、高校時代の友人から「いい投資話がある」と言われ、投資用 DVD の販売業者のところに連れて行かれた。販売業者から「月に少なくとも 20 万円は稼げる」等、投資用 DVD の説明を受けた。友人を信頼し、約 60 万円で投資用 DVD を購入する契約に同意した。学生ローン複数社から「車の購入」という名目で合計約 60 万円を借りて、販売業者に支払い、投資用 DVD を受け取った。投資のやり方などを販売業者に聞いたが、既に投資用 DVD を購入した際の借金を返済するのに精一杯で投資するお金がなかった。販売業者に借金の返済について相談すると、誰かを紹介すると 1 人につき 10 万円渡すと言われた。誰かを紹介することで利益を得られるということを知っていたら、契約しなかった。解約・返金したい。

<トラブルの特徴>

- ・契約当事者のほとんどが 20 歳以上の大学生
- ・契約当事者の 9 割以上が男性
- ・親が子どもの借金を肩代わりするケースもある。
- ・勧誘者は友人や先輩。喫茶店等に呼び出し、その場で投資用 DVD を購入するように勧誘する。
- ・うそをつかせて借金をさせ、現金で投資用 DVD を購入させる
- ・契約後に、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、DVD を購入した大学生に友人等を勧誘させる。



<アドバイス>

- ・友人や先輩から勧誘されても安易に契約しない。断りにくい状況であっても、内容が十分に理解できなければはっきりと断る。
- ・借金をして返済できなくなる場合が多いため、借金の重大性をよく理解し安易に借金をしない。
- ・友人を紹介し契約させると人間関係の崩壊や金銭トラブルになるおそれがある。また、特定商取引法に違反した場合には、行政処分や罰則を受ける可能性がある。
- ・特定商取引法上のクーリング・オフができる場合があります。

**少しでも不安や疑問を感じた場合は、
すぐに大学や消費生活センターへご相談を！！**

イベントのお知らせ

■消費者力アップ講座

日常行っている契約について、気づきの機会を増やすことができれば、契約トラブルを未然に防げることもあります。より良い消費生活を送るため、消費者力アップをめざした講座を開催します。

テーマ	日時		会場
「エンディングに関する契約」	11月12日(水)	午後2時から 午後4時	クリエイトホール 11階 第7学習室
「悪質商法と契約」	11月19日(水)		

定員：各回 25名(先着順)定員にない次第、締め切ります。

対象：市内在住・在勤・在学の方

費用：無料

申し込み：電話、ファックスまたは、直接、消費生活センターへ。

ファックス送信時は、「消費者力」と希望期日・氏名・電話番号をご記入ください。



■消費生活講座「知っておきたいクリーニングの基礎知識」

この講座では、クリーニングの種類や洗い方、クリーニング店の上手な利用の仕方などについて学びます。

日時：平成26年11月14日(金)午後2時～4時

会場：クリエイトホール11階 第7学習室

対象：市内在住・在勤・在学の方

定員：25名(先着順)

費用：無料

申し込み：電話、ファックスまたは、直接、消費生活センターへ。

ファックス送信時は、講座名「クリーニング」と氏名・電話番号をご記入ください。



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

(相談専用電話)

☎631-5455

相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025

